

【豊富町での新規就農実現に向けて】



【第1歩】 就農相談・情報収集

「豊富町で就農したい!」と思ったら、まずは就農相談をしてください。

豊富町では担い手育成センター、電話・メール・窓口にて随時、就農相談を実施しています。

就農相談を受ける際は、事前に自分が目指す農業経営のビジョンを明確にさせていただくことで、就農に必要な情報等を速やかに提供することができます。

【第2歩】 農業体験（短期・中期農業実習）

就農を決断する前に必要なことは、「農業とはどういうものなのか」を実際に体験すること。自分の目指している（イメージしていた）職業であるかをしっかりと判断してください。農業体験は、町内の北海道指導農業士をはじめ、多くの農場で受入が可能。

研修中は町内の研修生用の宿泊施設「北斗星」を利用することができます。（※研修生用の宿泊施設を持っている農場もある。）

【第3歩】 就農の意志決定（※おおむね就農2年前）

就農を決断するにあたっては、本人の意欲や情熱、自己資金だけではなく、さまざまなことが必要。

1 家族の同意

・農業はサラリーマンとは違い、家族単位で農業をすることになります。家族の同意と理解があるか、その上で家族と協力しながら経営ができるかどうかは、農業を成功させる大きなポイントです。事前に家族とよく話し合ってください。

2 農村社会とのコミュニケーション

・農業で生計を立てる（農村で暮らす）には、農村地域に溶け込み、地域（地元）の人とうまく付き合うことも必要。地域によって異なる風習などもあるので、そのような風習も家族と一緒に理解し、農村社会の一員として積極的に交流する気持ちが大切です。

3 離農予定農場との調整

・酪農での新規就農の場合、離農跡地への就農が基本となり、また、離農予定者の住宅を譲り受けることになるので、農業施設と住宅、両方の譲渡を受けることが要件となる。担い手育成センターでは、希望者と離農予定者にて施設譲渡・農地譲渡に係る「覚書」を交わした時点で、次のステップへと移る。（※覚書には、施設譲渡予定時期、譲渡に係る売買金額等を記載する）

【第4歩】 事前準備

就農相談により、豊富町での就農のステップを理解し、短期農業研修を経験、就農予定地を決断したら、2年間の『長期酪農研修』に入るための手続きや準備を行います。

1 豊富町酪農研修受入事業の申込み

- ・「研修申込書」を提出し、担い手育成センター総会へ諮る。（※面接を実施する場合有）
（※研修費等については、別紙詳細）

2 研修中の住宅

- ・原則、自分で見つける。研修施用住宅がある農場の場合は、そこを利用する。
（※北斗星の利用については、JA側と要協議）

【第5歩】 酪農研修について

農業技術は一朝一夕に身につくものではありません。自分が目指す農業形態の農家、農業法人等で最長2年間の農業研修を行います。

（※豊富町酪農ヘルパー利用組合での勤務を研修に置き換えるケースもある）

1 研修内容

- ・毎日の農業研修で、農業技術を学ぶ
- ・農作業の安全対策や農作業機械等の使用について学ぶ
- ・気象や農作業等の記録や振り返り（研修日報等の作成）
- ・農業経営を学ぶ（グリーングラス受講等）
- ・農業に関する制度や支援事業を学ぶ（グリーングラス受講等）
- ・農村地域の生活習慣等を学ぶ
- ・関係機関が実施する講座や研修会への参加（グリーングラス受講等）

【第6歩】 各事業の採択に向けた準備

・離農跡地にて新規就農をする際、国や道、農業公社、町やJAが事業主体となる各種補助事業を活用することが基本となる。特に農業公社が実施主体となる「公社営農場リース事業」を活用する場合、離農予定者と町・JA・普及センター等の関係組織等を交え、何度も協議を行い、事業内容を確定させていく必要があります。他の事業についても（機械導入に係る畜産クラスター事業等）、要協議のうえ、事業要望を行っていくものが多数あるので、随時、関係者と連絡を取り合える環境を作っておくことが重要です。

【第7歩】 農用地の取得について

・就農するためには、農地を取得しなければなりません。農地は農業委員会の許可がなければ、買ったり借りたりすることはできません。離農予定者と調整がついている場合は、基本はその方の所有農地を譲り受けることとなります。

豊富町農業委員会では、就農予定者の資金面を考慮し、北海道農業公社が事業主体で実施する「農地保有合理化事業」を活用し、就農予定者が農地の利用権を受けることを推奨しています。

(※別紙「農地中間管理機構事業パンフレット」詳細)

【第8歩】 青年等就農計画の作成

・就農する年度の初めころ、長期農業研修の終了が間近になると、就農時に各種支援を受けるため、認定新規就農者になる手続きがあります。この計画の作成においては、農業経営の規模や必要な機械・施設などの目標を明確にし、将来の農業経営の構想をしっかりと持つことが大切です。

1. 認定新規就農者になるためには

農業技術や経営方法を学ぶための研修や資金調達、施設の設置、農機具の購入など経営開始までの計画を立て、豊富町から青年等就農計画の認定を受けなければなりません。

2. 対象者

- ・18歳以上50歳未満の者

《認定の手続き》

◆ 計画に作成

青年等就農計画はJA 営農課と相談しながら作成します。

(※農場リース事業活用の場合、事業要望資料にも同様の内容を記載する)

◆ 青年等就農計画の審査・認定

計画の内容が適当かどうか「担い手育成センター」で審査し、豊富町長が認定します。

◆ 認定新規就農者になると

青年等就農資金の借入のほか、各種支援が受けられます。

【最終歩】 新規就農

・いよいよ農業経営の開始です。実際に農業を始めていくと知識面、技術面、資金面など、いろいろな課題が生じてくると思います。

豊富町では、担い手育成センターをはじめ関係機関が連携し新規就農者の支援を行っています。農業経営の早期安定に向けてがんばりましょう！